

平成29年1月26日

坂井市長 坂本 憲男 殿

坂井市行政改革推進協議会

会 長 井上 武史

第三次坂井市行政改革大綱について（答申）

平成28年6月16日付け坂行第33号で諮問された第三次坂井市行政改革大綱について、原案のとおり答申する。

なお、協議会における様々な意見と審議結果を基に、別紙のとおり提言するので、大綱に基づく行政改革の推進にあたり、十分配慮されることを望む。

## 提 言 書

第三次坂井市行政改革大綱について諮問を受け、協議会において答申に向けての審議を進める中で得られた様々な意見と審議結果については、概ね大綱に反映されていると認めるが、加えて今後の大綱に基づく行政改革の推進にあたって留意すべき事項について、下記のとおり提言する。

### (1) 第三次行政改革大綱の意義について

本大綱は「計画期間における主要な行政課題への対応のための改革」と位置づけられている。

その成否が坂井市の将来に大きな影響を及ぼすであろう「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたり、選択と集中を徹底する行政改革の取り組みが欠かせないものとなる。

とりわけ、今後の行政改革では費用対効果の最大化を目指すためには、職員が市民のニーズを把握し、市民満足度の向上に向けた政策を企画立案することが重要である。また、行政サービスの在り方や水準の見直しについて踏み込んでいく必要があるため、市民にとって新たな痛みや負担が生じることも予測される。そこで、職員の負担が過大にならないよう、そして、市民の理解と協力を得るよう、特に配慮していただきたい。

### (2) 実施計画の策定と推進について

本大綱は、坂井市の行政改革に関する基本理念・方向性を示したものである。したがって、その表現は抽象的・包括的なものとなっている。

実施期間における行政改革の取組みを実効性のあるものとし、大綱に示した成果目標の達成を期するためには、大綱に基づく実施計画において大綱の基本項目・重点項目とリンクした、具体的な取組みを積極的に展開していく必要がある。

また、実施計画の策定及び推進にあたっては、可能な限り重要目標達成指標（KGI）、重要業績評価指標（KPI）等の数値化された目標設定を行い、客観的な検証が可能となるような進捗管理を行っていただきたい。

坂井市長 坂本 憲男 殿

平成29年1月26日

坂井市行政改革推進協議会

会 長 井 上 武 史

委 員 池 上 三 枝 子 北 島 敬 四 郎

栗 原 泰 道 関 輝 勝

中 川 寛 二 橋 本 栄 治

細 川 保 子 松 井 ますみ

松 江 輝 雄 盛 政 隆 治